

遊技機製造業者の業務委託に関する規程

日本遊技機工業組合
(日工組規程 第4号)
日本電動式遊技機工業協同組合
(日電協規約 第38号)

(目的)

第1条 この規程は、日本遊技機工業組合（以下「日工組」という。）及び日本電動式遊技機工業協同組合（以下「日電協」という。）で取り決めた製造業者遊技機流通健全化要綱（以下「要綱」という。）第16条に基づき、製造業者が製造する遊技機の販売において、その流通過程の業務委託に関し必要な事項を定め、もって遊技機流通の健全化及び適正化に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、要綱で定めるもののほか、次の各号のとおりとする。

- (1)「業務委託」とは、第3条各号に定める業務を委託することをいう。
- (2)「受託業者」とは、第3条各号の業務について、製造業者から委託を受けた者をいう。
- (3)「指定販売業者」とは、第4条第2号に規定されている業者で、業務委託されたものをいう。
- (4)「指定運送業者」とは、第4条第3号に規定されている業者で、業務委託されたものをいう。
- (5)「設置確認・点検確認業者」（以下「確認業者」という。）とは、第4条第4号に規定されている業者で、業務委託されたものをいう。
- (6)「特例営業者」とは、風営法第10条の2第1項の規定により認定された特例風俗営業者で、第4条第4号の規定により、業務委託先として指定されたものをいう。
- (7)「指定営業所」とは、第4条第5号の規定により、業務委託先として指定された営業所をいう。
- (8)「部品」とは、日工組又は日電協が別に指定した部品をいう。そのうち、「特定部品」とは日工組又は日電協が別表に定める、遊技機の出玉性能に影響するおそれのある部品をいう。
- (9)「取扱主任者」とは、一般社団法人日本遊技関連事業協会の遊技機取扱主任者に関する規程（平成16年規程第1号）第2条第1項に規定する遊技機取扱主任者をいう。

(10)「取扱管理者」とは、特例営業者の営業所の管理者であって、かつ、取扱主任者であるものをいう。

(11)「遊技機管理員」とは、指定営業所に所属する取扱主任者をいう。

(12)「登録販売業者」とは、一般社団法人日本遊技関連事業協会の遊技機販売業者登録に関する規程（平成6年規程第1号）により登録された販売会社をいう。

（業務委託）

第3条 製造業者は、次の各号の業務を委託する場合は、適切に選定した業者に行わせなければならない。

- (1) 遊技機の販売に係る業務
- (2) 自社の工場から出荷する遊技機の運送に係る業務
- (3) 遊技機の設置確認業務及び部品交換後の点検確認業務

（選定基準）

第4条 受託業者は、次の各号の基準に該当するものに限るものとする。

- (1) 法人又はその役員において、過去5年間法令違反（風営法による指示処分を除く）がなく、かつ、第2号及び第3号に掲げる団体の内規による業務又は資格の停止処分期間中でない者
- (2) 前条第1号においては、第1号を満たし、全国遊技機商業協同組合連合会傘下の各地区遊技機商業協同組合又は回胴式遊技機商業協同組合に加盟している登録販売業者である者
- (3) 前条第2号においては、第1号を満たし、遊技機運送協同組合に加盟している者
- (4) 前条第3号においては、第1号を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当する者
 - ア 第2号に該当する者
 - イ 遊技機の取扱いに従事する従業者の30パーセント以上の数の取扱主任者を置いている者
 - ウ 特例営業業者
- (5) 第12条第1項ただし書の規定に基づき、営業所に前条第3号の部品交換後の点検確認業務を委託する場合においては、第1号（「法人又はその役員」は「営業所又はその管理者」を含むものとする。）を満たし、遊技機管理員を保有する営業所

（業務委託契約）

第5条 製造業者は、業務委託契約を締結するに当たっては、受託業者に委託する業務内容、委託範囲等を明確にし、具体的な契約を締結しなければならない。

2 製造業者は、前項の業務委託契約を締結するに当たっては、受託業者にこの規程の内容について理解させ、次の各号を満たした事項を記載させなければならない。

- (1) 関係法令、要綱及びこの規程の遵守
- (2) 遊技機的不正改造に関与しないことの誓約

- (3) 暴力団等反社会的勢力又はこれらの勢力と密接な交友関係がある者に該当しないことの誓約
- (4) その他健全化に反する業務を行わないことの誓約

(再委託)

第6条 受託業者は、あらかじめ製造業者の承認を得たときに限り、受託した業務の全部又は一部を別の業者に再委託することができる。

- 2 前項の承認を求めるときは、受託業者は、再委託する業者が第4条及び第5条の要件を充足するものであることを説明しなければならない。
- 3 製造業者は、再委託の承認については前項の説明を十分審査するとともに、再委託を受けた業者についても受託業者に準じた管理をするよう努めなければならない。
- 4 再々委託については、特段の事情がない限り認めないものとする。

(遊技機の管理)

第7条 製造業者は、受託業者に対して委託に係る業務の適正な実施を図るため、契約の内容、業務の履行状況等について管理するなど、製造業者として必要な措置を講ずるものとする。

- 2 製造業者は、日工組及び日電協が指定する、営業所の経営法人が管理する倉庫を經由して自社の工場から出荷する遊技機を営業所へ納品及び設置するときは、遊技機の納品・設置及び設置確認を、当該営業所の経営法人に委託できるものとする。

(指導・教育)

第8条 製造業者は、受託業者に対し、関係法令等の遵守、遊技機取扱いに関する知識その他この規程に定める事項について指導・教育を行わなければならない。

(販売業務)

第9条 製造業者は、遊技機の販売業務を委託する場合、指定販売業者に委託しなければならない。

(運送業務)

第10条 製造業者は、自社の工場から出荷する遊技機の運送業務を委託する場合、指定運送業者に委託しなければならない。

- 2 製造業者は、自社の工場から出荷する遊技機の指定運送業者への引渡しに当たっては、当該指定運送業者の社員であることを確認するものとする。
- 3 製造業者は、繁忙期等で指定運送業者がやむを得ず備車を行うときは、事前に備車先に第5条第2項を満たすことを誓約させ、製造業者に承認を求めさせるものとする。
- 4 製造業者は、日工組及び日電協が別に定める取決め事項に従い、指定運送業者に、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第8条第1項の規定によ

り記録する事項（運転日報）により運行履歴を保存させるとともに、運送上の問題や遊技機の不正改造の疑い等の問題が生じた場合は、運行履歴を報告させるものとする。

- 5 第1項の規定にかかわらず、製造業者は、指定運送業者への委託が困難な場合に限り、宅配便業者を使用することができるものとする。その場合、日工組及び日電協が別に定める取決め事項に従い実施しなければならない。

（設置確認業務）

第11条 製造業者は、遊技機の設置確認業務を委託する場合、指定販売業者、確認業者又は特例営業者に委託しなければならない。

- 2 設置確認業務は、指定販売業者若しくは確認業者に所属する取扱主任者又は取扱管理者に限るものとする。

（部品交換及び点検確認業務）

第12条 製造業者は、部品交換後の点検確認業務を委託する場合、指定販売業者、確認業者又は特例営業者に委託しなければならない。ただし、特定部品のうち日工組又は日電協が別に定めた部品及び特定部品以外の部品に関する点検確認業務については、指定営業所に委託することができる。

- 2 第1項ただし書に定めるときを除き、部品交換後の点検確認業務は、指定販売業者若しくは確認業者に所属する取扱主任者又は取扱管理者に限るものとする。
- 3 第1項ただし書の業務については、遊技機管理員に限るものとし、交換する部品は、その対象となる遊技機の型式の同一性を保証するため、日工組又は日電協が別に指定した部品のみを使用するものとする。

（取扱管理者及び遊技機管理員）

第13条 遊技機の設置確認業務及び部品交換後の点検確認業務について、取扱管理者は、自ら管理する営業所における場合に限り、行うことができる。

- 2 前条第1項ただし書に定める部品の点検確認業務について、遊技機管理員は、その所属する営業所における場合に限り、行うことができる。

（書類の作成及び保管）

第14条 要綱第10条第2項に規定する、遊技機運送管理票については別記様式1、遊技機設置確認書（新台用）については別記様式3及び別記様式4、遊技機設置確認書（中古遊技機用）については別記様式9及び別記様式10並びに部品交換確認書については別記様式5及び別記様式6のとおりとする。なお、指定営業所に委託する場合の部品交換確認書は別記様式7及び別記様式8とする。

- 2 前項に規定する別記様式の記入作成、提出及び保管は、原則、要綱第10条第2項に記載される「遊技機流通管理システム」により電磁的方法により行うものとする。
- 3 前項の電磁的方法による記入作成ができない場合、要綱第10条第3項のとおり、別

記様式を用いた書類による確認を行い、後日、遊技機流通管理システムに登録するものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合に限るものとする。

(指定業者一覧表の提出)

第15条 製造業者は、業務委託を行うときは、指定販売業者一覧（別記様式11）、指定運送業者一覧（別記様式12）又は設置確認・点検確認業者一覧（別記様式13）に従い、その委託先として指定した全ての業者名を記載した指定業者一覧表を作成し、加盟組合に提出しなければならない。

(準用)

第16条 要綱第6条、第7条第2項、第8条第1項、第3項及び第4項並びに第9条第1項及び第3項は、委託した業務に準用する。この場合において、「製造業者」とあるのは「受託業者」と読み替えるものとする。

(情報の共有)

第17条 日工組及び日電協は、業務委託に関し、必要な情報を交換するなど、相互に協力することとする。

(報告)

第18条 製造業者は、受託業者が不適切な業務を行った又は行った疑いがあると認知したときは、事実関係を速やかに確認し、加盟組合に報告しなければならない。

(組合の措置)

第19条 前条の報告を受けたときは、日工組及び日電協が協議の上対応するものとし、必要に応じて関係団体に報告し、当該受託業者が加盟する団体に対し事案の解明について協力を求めるものとする。

(処分)

第20条 日工組及び日電協は、前条の事案の解明がなされたと思料する場合は、必要な措置をとるものとする。

2 製造業者において、受託業者の管理に過失があると認められたときは、日工組及び日電協の内規に従い処分を行うものとする。

(改正)

第21条 この規程を改正する場合は、日工組及び日電協が協議の上、行うものとする。

(補則)

第22条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するため必要な事項は、日工

組及び日電協が協議の上、定めるものとする。

附 則

平成 28 年 2 月 1 日 制 定

1 (施行期日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 (経過措置)

遊技機管理員については、この規程の施行の日から、遊技機管理員を保有する営業所の数が、日工組及び日電協が十分であると認めるまでの当分の間、営業所管理者を遊技機管理員とみなす。

附 則

1 (施行期日)

この規程は、平成 30 年 6 月 8 日から施行する。(経過措置規定)

2 (経過措置)

遊技機管理員については、この規程の施行の日から平成 31 年 3 月 31 日までの間、営業所管理者を遊技機管理員とみなす。

附 則

1 (施行期日)

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。(第 12 条及び第 13 条の変更、特定部品に関する細則追加)

附 則

1 (施行期日)

この規程は、令和 2 年 7 月 8 日から施行する。(第 4 条及び別記様式 10 の変更)

附 則

1 (施行期日)

この規程は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。(別記様式の変更：別記様式 1、別記様式 2、別記様式 3、別記様式 4、別記様式 5、別記様式 6、別記様式 7、別記様式 8)

附 則

1 (施行期日)

この規程は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。(別表の変更及び別記様式の変更：別記様式 3、別記様式 5、別記様式 6、別記様式 7、別記様式 8)

2 (経過措置)

この規程による改正前の別記様式については、この規程による改正後の別記様式に関わらず、令和 5 年 12 月 31 日までの間、なおこれを使用することができる。

附 則

1 (施行期日)

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。(第 14 条の変更及び別記様式の変更：

別記様式 1、別記様式 2、別記様式 3、別記様式 4、別記様式 5、別記様式 6、別記様式 7、別記様式 8)

2 (経過措置)

この規程による改正前の別記様式については、この規程による改正後の別記様式に関わらず、令和 6 年 9 月 30 日までの間、なおこれを使用することができる。

附 則

1 (施行期日)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(第 10 条第 4 項及び第 5 項の追加、第 14 条第 1 項の変更。別記様式の変更：別記様式 1、別記様式 3、別記様式 4、別記様式 5、別記様式 6、別記様式 7、別記様式 8。別記様式の削除：別記様式 2)

2 (経過措置)

この規程による改正前の別記様式については、この規程による改正後の別記様式に関わらず、令和 6 年 9 月 30 日までの間、なおこれを使用することができる。

附 則

1 (施行期日)

この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。(第 2 条第 3 号、第 3 条第 1 号乃至第 3 号、第 7 条第 2 項、第 9 条、第 10 条第 1 項、第 2 項、第 11 条第 1 項、第 2 項、第 12 条第 1 項、第 2 項、第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 15 条、第 16 条、第 9 条見出しの変更。別記様式の変更：別記様式 3、別記様式 4、別記様式 9、別記様式 10、別記様式 11。別記様式の追加：別記様式 12、別記様式 13)

2 (経過措置)

この規程による改正前の別記様式については、この規程による改正後の別記様式に関わらず、令和 8 年 7 月 31 日までの間、なおこれを使用することができる。

附 則

1 (施行期日)

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。(第 1 条、第 14 条の変更。別記様式の変更：別記様式 1、別記様式 3、別記様式 4、別記様式 5、別記様式 6、別記様式 7、別記様式 8、別記様式 9、別記様式 10)

2 (経過措置)

この規程による改正前の別記様式については、この規程による改正後の別記様式に関わらず、令和 9 年 6 月 30 日までの間、なおこれを使用することができる。

ぱちんこ遊技機 特定部品一覧表

No	特定部品
1	主制御基板
2	払出制御基板
3	電源基板
4	発射制御基板
5	発射ユニット
6	ハンドルユニット
7	払出ユニット
8	遊技くぎ
9	風車
10	役物その他遊技球と接触する可能性のある遊技盤上の構造物（センターケース、アタッカー、電チュー 等）

（スマートパチンコ）

No	特定部品
1	主制御基板
2	枠制御基板
3	遊技球数表示基板、計数ユニット
4	電源基板
5	発射制御基板
6	発射ユニット
7	ハンドルユニット
8	遊技くぎ
9	風車
10	役物その他遊技球と接触する可能性のある遊技盤上の構造物（センターケース、アタッカー、電チュー 等）

備考

1. 特定部品と特定部品以外の部品が混在する部品は特定部品として扱う。
2. 特定部品を構成する一部の部品について、変更承認申請の手続きの部品である場合は、特定部品として扱う。それ以外は、この規程に関わらず従前のおりとする。
3. スマートパチンコとは、ぱちんこ遊技機のうち、遊技者が発射させることができる遊技球の総数を電磁的方法により記録し、表示することが可能な遊技機をいう。

回胴式遊技機 特定部品一覧表

No	特定部品
1	主基板
2	サブ制御基板
3	メダルセレクター
4	電源ユニット
5	ホッパー
6	ホッパー中継基板
7	設定キーユニット
8	スタートレバー
9	ストップボタンユニット
10	リールユニット

（スマートパチスロ）

No	特定部品
1	主基板
2	サブ制御基板
3	メダル数制御基板
4	メダル数表示基板、計数ユニット
5	電源ユニット
6	設定キーユニット
7	スタートレバー
8	ストップボタンユニット
9	リールユニット

備考

1. 特定部品と特定部品以外の部品が混在する部品は特定部品として扱う。
2. 特定部品を構成する一部の部品について、変更承認申請の手続きの部品である場合は、特定部品として扱う。それ以外は、この規程に関わらず従前のおりとする。
3. スマートパチスロとは、回胴式遊技機のうち、遊技者が遊技の用に供することができる遊技メダルの総数を電磁的方式により記録し、表示することが可能な遊技機をいう。